

少子化を克服したフランス

～フランスの人口動態と家族政策～

第三特別調査室 なわた やすみつ
縄田 康光

我が国の合計特殊出生率¹(T F R²)は、2005年の1.26から、2006年：1.32、2007年：1.34、2008年：1.37と近年若干の回復の兆しが見られるが、依然として人口置換水準を大きく下回っている³。今後も死亡数の増加を考えると、長期にわたり人口減少が続くことが予想される⁴。

我が国において当面人口減少に歯止めを掛ける目途が立っていないが、同時に指摘できることは、先進国の出生率低下・人口減少に歯止めが掛かり、出生率が回復していくケースも見られるということである。

その顕著な例としてフランスが挙げられる。同国は早くから出生率低下に悩まされ、19世紀後半以降しばしば死亡率が出生率を上回る事態が生じたが、2008年のT F Rが2.02になるなど近年は出生率が回復し⁵、移民の流入と相まって人口が増加している。長期にわたり人口の停滞・減少に悩み、様々な少子化対策・家族政策を講じてきた「少子化先進国」フランスの経験は、今まさに人口減少に直面している我が国にとり参考となる。

また、我が国の出生率低下は近年に始まったものではなく、1920年頃から始まり、二次の人口転換を経て100年近く経過した現在も続いていることから言っても、フランスの少子化に対する息の長い取組は示唆する点が多いと考える(図表1参照)。

本稿では、まず19世紀以降、フランスが「人口停滞」に陥った経過を、ドイツ等の欧州諸国との比較において概観し、さらに20世紀以降のフランスが少子化と人口減少を克服した過程を振り返り、我が国が学ぶべき点はないか考察することとしたい。

1. 19世紀から出生率の低下に悩んでいたフランス

(1) 欧州最大の人口大国だったフランス

¹ 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した値である。合計特殊出生率には、ある年における年齢別出生率を合計した「期間合計特殊出生率」と、コーホート(ある年に生まれた集団)が一生涯に生む子どもの数を示す「コーホート別合計特殊出生率」があるが、期間合計特殊出生率が使われることが多い。

² T F RとはTotal Fertility Rateの略である。

³ 人口置換水準とは、人口を一定に保つために必要な出生率の水準であり、現在の我が国の場合、T F Rで2.08程度である。

⁴ 厚生労働省『人口動態統計』によると、我が国の死亡数は平成17年に初めて出生数を上回った(戦時下を除く)。また、国立社会保障・人口問題研究所の平成18年推計(中位推計)によると、今後とも死亡数は出生数を大きく上回り、平成47(2035)年以降は年間100万人以上の自然減となる。

⁵ フランス国立統計経済研究所(INSEE)公表の数値。海外領土を含んだ数値であり、フランス本土のT F Rは2.00である。

1801年のフランスの推計人口は2,750万人、1870年は3,687万人であった⁶。江戸中期以降の日本の人口がおおむね3,000万人程度で推移し⁷、1872年の推計人口が3,481万人であるから⁸、おおむねこの時期の日仏両国は同規模の人口を有していたことになる。ちなみに1801年の英国の推計人口（イングランドとウェールズの合計）は866万人、1817年のドイツの推計人口は2,500万人であった⁹。現在の人口規模からは考え難いことであるが、19世紀初頭のフランスの人口は英国（イングランド、ウェールズ）の約3倍であり¹⁰、口

明治以降の我が国の出生率の推移について

明治以降の我が国の人口動態を見ると、明治・大正時代の我が国の出生率は上昇傾向にあり、普通出生率は1920年に36.2とピークに達し、1920年代以降、普通死亡率、乳幼児死亡率の低下に伴い「多産多死」から「多産少死」を経て「少産少死」に至る「第一次人口転換」が始まった。さらに、1939年には普通出生率は26.6にまで低下し、その後の出生促進策が図られた戦中はやや出生率が回復¹¹、太平洋戦争末期から戦争直後の統計空白期（1944年から1946年）を経て、戦後の団塊の世代の出生期に出生率は上昇したものの、その後出生率は急速に低下、1950年代から1970年代半ばまでは出生率は安定、1970年代半ば以降は出生率が人口置換水準を割って低下し続ける「第二次人口転換」期に入った、という傾向を見ることができる。我が国の少子化は1980年代以降問題化したが、長期的に見ると、1920年をピークに我が国の出生率は長期低落傾向に入り¹²、1世紀近くを経た現在も続いているのである¹³。

図表1 明治以降の我が国の普通出生率（人口1,000当たり）



(資料) 内閣統計局「人口動態二関スル統計材料」(維新以後帝国統計材料彙纂 第四輯) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課「人口動態統計」より作成

(注) 1. 1944年、45年、46年は統計不備のため省略(このため、グラフの1943年～1951年の部分には連続していない)。

2. 1947年～72年は沖縄県を含まない。

⁶ ブライアン・R・ミッチェル『マクミラン新編世界歴史統計 1 ヨーロッパ歴史統計:1750 1993』(東洋書林 平13.9) 79～81頁。

⁷ 拙稿「歴史的に見た日本の人口と家族」(『立法と調査』第260号 平18.10) 92頁注5参照。

⁸ 内閣統計局『明治五年以降我が国の人口』による。

⁹ 『マクミラン新編世界歴史統計 1 ヨーロッパ歴史統計:1750 1993』 79頁。1914年のドイツ帝国の領域内の人口。

¹⁰ 2005年のフランス本国の人口は6,100万人、同年のイングランドとウェールズの合計人口は5,373万人であり、両者の比率は1.14:1とほぼ同規模である(フランスの人口は、フランス国立統計経済研究所、イングランド、ウェールズの人口は英国統計局による)。

¹¹ 昭和16年1月には「人口政策確立要綱」が閣議決定され、いわゆる「産めよ増やせよ」の政策が採られた。

¹² 戦後の出生率の上昇も、戦争末期の反動という傾向が強い。

¹³ 前出「歴史的に見た日本の人口と家族」95-96頁参照。

シアを除く欧州諸国の中で最大の人口大国であった。

(2) 19世紀フランスの出生率低下

しかしその後フランスの人口増加は鈍化し、他のヨーロッパ諸国、特にドイツに総人口で追い抜かれることになる。19世紀の英仏独露四か国の人口、出生率、死亡率をまとめると図表2のようになる。これを見ると、同期間のフランスの出生率が1817年の31.8から1900年の21.3へと大きく低下していることが分かる。これに対しドイツ、英国の出生率は19世紀を通じおおむね30を超えている¹⁴。19世紀のヨーロッパにおいて、フランスでは例外的に出生率の低下が起こっていたのである。この結果、1855年に仏独の人口は逆転している¹⁵。図表3は19世紀から20世紀初頭にかけての英独仏の人口増加をまとめたも

図表2 19世紀の仏独英露の人口・出生率・死亡率

	フランス			ドイツ		
	年央推定人口	出生率	死亡率	年央推定人口	出生率	死亡率
1801	27.50	-	-	-	-	-
1817	29.70	31.8	25.3	25.00	39.5	26.7
1820	30.25	31.7	25.4	26.10	39.9	24.4
1830	32.37	29.9	25.0	29.39	35.5	27.4
1840	34.08	27.9	23.7	32.62	36.4	26.5
1850	35.63	26.8	21.4	35.31	37.2	25.6
1860	36.51	26.2	21.4	37.61	36.4	23.2
1870	36.87	25.9	28.4	40.80	38.5	27.4
1880	37.45	24.6	22.9	45.09	37.6	26.0
1890	38.38	21.8	22.8	49.24	35.7	24.4
1900	38.90	21.3	21.9	56.05	35.6	22.1
	英国(イングランド+ウェールズ)			ロシア(欧州部)		
	年央推定人口	出生率	死亡率	年央推定人口	出生率	死亡率
1801	8.66	-	-	37.80	-	-
1817	11.38	-	-	46.60	-	-
1820	11.90	-	-	48.60	-	-
1830	13.80	-	-	56.10	-	-
1840	15.73	32.0	22.9	62.40	-	-
1850	17.77	-	-	68.50	-	-
1860	19.90	35.6	22.3	74.10	48.7	35.4
1870	22.50	34.6	22.2	84.50	49.2	35.0
1880	25.71	33.6	22.5	97.70	49.7	36.1
1890	28.76	30.4	19.7	117.80	50.3	36.7
1900	32.25	28.7	18.2	132.90	49.3	31.1

(資料)『マクミラン新編世界歴史統計 1 ヨーロッパ歴史統計:1750 1993』79～105頁表より作成

(注) 1. 人口は単位百万人、出生率、死亡率は人口1,000対である。

2. フランスの領域は1860年以降はサヴォア・ニースを含み1870年以降はアルザス＝ロレーヌを除く。

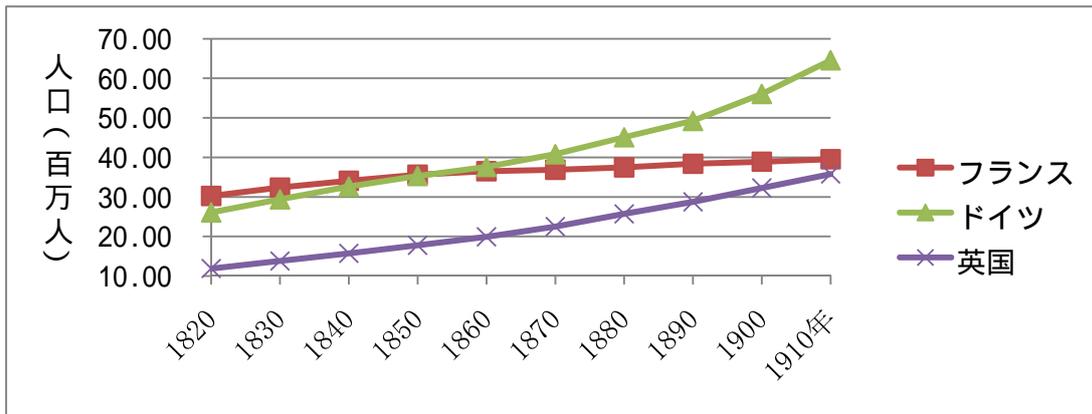
3. ドイツの領域は、1914年当時の国境内の領域である。

4. ロシアの領域は、帝政ロシア欧州部の50県である。

¹⁴ 内閣統計局『帝国統計年鑑』によると1880年の日本の出生率は24.1、1890年の出生率は28.7であったから、19世紀後半のドイツ、英国の出生率は同時期の日本をおおむね上回っていたことになる。

¹⁵ 1855年のフランスの人口は3,608万人、ドイツの人口は3,614万人と推計される。

図表3 英仏独の人口の推移



(資料)『マクミラン新編世界歴史統計 1 ヨーロッパ歴史統計:1750 1993』79～85 頁表より作成

- (注) 1. フランスの領域は 1860 年以降はサヴォア・ニースを含み 1870 年以降はアルザス＝ロレーヌを除く。
 2. ドイツの領域は、1914 年当時の国境内の領域である。
 3. 英国はイングランド、ウェールズの合計である。

のであるが、英独の人口急増に比べフランスの人口増加が緩やかであることが分かる¹⁶。

一方、19 世紀フランスの死亡率を見ると、20 台半ばから 20 程度に低下する傾向が見られるが、出生率低下のテンポはこれを上回っており、1854 年、55 年、70 年、71 年、90 年、91 年、92 年、95 年、1900 年には、死亡率が出生率を上回る状態となっている¹⁷。

19 世紀の欧州各国の普通出生率はおおむね 30 を超え、死亡率の低下と相まって人口が急増している。これは、人口転換への遷移期において「多産多死」から「多産少死」への変化が生じたためであるが、フランスにおいては、「多産多死」から「少産少死」への人口転換が比較的短期間で進み、現在の先進国に近い出生・死亡のパターンに移行するという事態が生じている¹⁸。先進国の少子化問題が時代に先行する形で現れたのがフランスであった(次頁囲み参照)。

(3) ドイツの台頭とフランスの人口停滞 - 危機感の高まり

このようにフランスは 19 世紀に出生率の低下が進んでおり、このことは 19 世紀中に 17 回実施された国勢調査においても確認された。しかし 19 世紀前半に関して言えば、死亡率の低下もありフランスの人口は依然として増加傾向にあった。1801 年から 50 年にかけて同国の人口は 29.6%増加している(図表 2 参照)。また当時のフランスでは、同国の人口は過剰であり、生存資料(食料、衣料等、生活に必要な物資)に人口が制約されるというマ

¹⁶ 1817 年から 1900 年の間にドイツの人口は 2.24 倍、1801 年から 1900 年の間に英国(イングランドとウェールズ)の人口が 3.72 倍に増加しているのに対し、1801 年から 1900 年の間のフランスの人口増加率は 1.41 倍にとどまっている。

¹⁷ 死亡が出生を上回る自然減の年が多く見られるにもかかわらず、この間のフランスの人口が微増している背景としては、外国や植民地からの移民の増加が挙げられる。人口減を移民で補うという点でもフランスは他の先進国に先行していた。

¹⁸ 「多産多死」から「少産少死」の人口転換に移行する期間を「人口遷移期」と言い、通常「多産少死」の期間が生じることにより人口が増加する。

なぜフランスが他の欧州諸国に先んじて出生率が低下したのか

18世紀の後半以降にフランスの出生率が低下していった背景として、当時のフランスにおいて受胎調節が幅広く行われていたことが指摘されている。

トッド (E. Todd, 1951-) は、フランスにおける受胎調節は、パリ盆地を中心とするフランスの脱キリスト教化によって引き起こされたことと指摘している。フランスにおけるカトリックの影響力の低下は、フランス革命により引き起こされたと考えられがちであるが、北フランスの脱キリスト教化はそれ以前から進行しており、1730年から1789年の間にパリ盆地を中心にフランス各地での聖職者への叙階の数は大幅に落ち込んでいた¹⁹。北フランスにおけるキリスト教の影響力低下の背景として、トッドは、北フランスの家族制度が平等主義核家族であり²⁰、直系家族に比べ父親的権威²¹が弱かったことを指摘している。

またトッドは、北フランスの識字率が他のフランス諸地域に比べ高かったこと²²、さらに、識字率と女性の結婚年齢の上昇は正の相関関係にあり²³、出産率とは負の相関関係にあることを指摘している²⁴。識字率に関しては、プロテスタント諸国の方が高かったが²⁵、プロテスタント諸国では宗教改革を経ているが故に社会におけるキリスト教の影響力が19世紀まで強く、受胎調節・出生率の低下という現象が生じるのが遅れた²⁶。その結果、宗教の影響力低下と識字率の向上が同時進行した北仏において、最初の「少子化」が生じたのである²⁷。トッドは、以上の経緯を「識字化+脱キリスト教化=避妊」という極めて直截な言葉で表現している²⁸。

ルサス主義的な主張が有力であった²⁹。

しかし、19世紀末以降、フランスの人口停滞に危機感を抱き、マルサス主義的な考えを批判し、出生促進・人口増加策を講じるべきであるとの主張が多くなされるようになった。

この背景として、1870年から71年にフランスを襲った衝撃 - 普仏戦争の大敗とドイツ帝国の成立 - が挙げられる。図表2からわかるように、1850年から1900年の間にドイツの人口が58.7%増加したのに対し、フランスの人口はわずかに9.2%増加したに過ぎず、19世紀半ばに仏独の人口が逆転して以来、その差は開く一方であった。ロシアを除くヨーロッパにおけるフランスの人口の比率は1800年には約20%であったのが、1900年には約13%

¹⁹ エマニュエル・トッド『新ヨーロッパ大全』(藤原書店 平成4.11)210頁。

²⁰ トッドは、家族制度を親子関係が自由主義的であるか、権威主義的であるか、兄弟関係が平等主義的であるかを基準に家族制度を分類している。親子関係については、子の世代と親世代の相互依存が子の結婚後も続くか(同居の有無)を指標とし、兄弟関係については遺産相続平等度を指標としている。子のうちの1人(「跡取り」)が結婚後も親と同居し、他の子は家から出る家族制度は「直系家族」であり、親子関係は権威主義的、兄弟関係は非平等主義的である。ヨーロッパでは、ドイツが直系家族が中心的な国であり、江戸時代以降の日本の家族制度も直系家族に分類される(「歴史的に見た日本の人口と家族」91頁参照)。一方、親子関係が自由主義的である(結婚後に子は独立する)核家族は、兄弟関係が平等主義的な「平等主義核家族」と非平等主義的である「絶対核家族」に分類される。平等主義核家族が中心的な地域として、北フランスが挙げられ、絶対核家族が中心的な地域としては英国(イングランド)が挙げられる。また、複数の兄弟が、結婚後も親と同居する家族制度もあるが、これは「共同体家族」に分類され、親子関係=権威主義的、兄弟関係=平等主義的であることを特徴とする。共同体家族が中心的な国としてロシア、中国が挙げられる。

²¹ 「父なる神」のイメージ。トッドは、神のイメージを父親的権威の比喩として捉えている。

²² エマニュエル・トッド『世界の多様性』(藤原書店 平成20.9)345頁図10参照。

²³ 同上313頁表2参照。

²⁴ 前掲書『新ヨーロッパ大全』241頁。

²⁵ 個々人が(伝統的教会を通じてではなく)聖書を通して神と向き合うというプロテスタンティズムの普及は、印刷技術の発達と識字率の向上なしにはあり得なかったであろう。

²⁶ 妊娠中絶の忌避等、プロテスタント的倫理が今なお強い米国は、非ヒスパニック系白人も含め出生率が高い。

²⁷ 人口千人当たりの普通出生率が30を切った時期についてトッドは、フランス(1831-35)、スウェーデン(1881-1885)、イングランド(1896-1900)、ドイツ(1911-1915)等と指摘している(『世界の多様性』331頁表7参照)。これを見てもフランスの出生率低下が極めて「先進的」であったことがわかる。

²⁸ 前掲書『新ヨーロッパ大全』242頁。

²⁹ 当時のフランスのマルサス主義的な論者として、ジャン=バティスト・セイ (Jean-Baptiste Say、経済学の「セイの法則」で有名)、ジョセフ・ガルニエ (Joseph Garnier) が知られる。

に低下している³⁰。ナポレオンの軍事力の背景には、当時欧州最大規模であったフランスの人口と、初の近代的徴兵制の施行があったが、列強がしのぎを削る 19 世紀末欧州において、フランスの人口の停滞を、国力・国防力の低下と懸念する声が強まっていった。

1896 年にはジャック・ベルティヨン (Jacques Bertillon) の提唱により「フランス人口増加のための国民連合」が設立され³¹、1902 年には議会内に「人口停滞に関する委員会」が設置されるなど、人口停滞に関する議論が深まっていった³²。

2. 本格的少子化対策の始まり - 家族手当の導入、家族法典の制定

人口停滞に対する危機意識の高まりを受け、19 世紀末以降、フランスでは様々な少子化対策が講じられることになる。ここでは、フランスの家族政策の柱である家族手当に的を絞って述べることにする。

(1) フランスにおける家族手当

フランスは、家族給付制度が充実しており、その手当の数は 30 種を超えている³³。また、我が国の児童手当制度の創設が 1971 年であるのに対し³⁴、フランスの家族手当は 1932 年に公的制度として導入されており、その支給額、支給期間も我が国に比べ充実している(現在のフランスの家族給付については図表 4 参照)³⁵。

現在のフランスの高出生率を下支えしている大きな要素と言われる家族手当であるが、その始まりは 19 世紀半ばにまでさかのぼる。フランスにおいて家族手当が公的部門や企業において導入され、1939 年の「家族法典」制定により公的な制度として定着するまでの過程を概観することとしたい(図表 5 参照)。

(2) 家族手当の導入と家族手当補償金庫の設置

フランスにおける家族手当は第二帝政期にまでさかのぼる。すなわち、1860 年に海軍省の通達により、5 年以上勤務している水兵等に対し、扶養する 10 歳未満の子に係る手当が支給されることとされた³⁶。また、19 世紀末から 20 世紀初頭には税関、郵政等の公務員や

³⁰ J.N.ピラバン/J.デュパキエ『出産飢饉』(中央大学出版部 平成 2 . 6) 132 頁表参照。

³¹ ベルティヨンは、当時のフランスで最も影響を与えた「人口停滞」論者であった。その主著である「フランスの人口減退」(1911)等において、フランスの人口停滞の原因を、裕福な地域の出生率の低さ、宗教心の弱化、個人主義、財産の均等分割を定めたフランス民法典(ナポレオン法典)等、フランス革命の影響、大家族に対する保護の不備、等に求め、対応策として、子ども数に比例する減税、子どもの数が少ない家庭への相続税の強化、家族手当と出生奨励金の支給、3人以上の子を持つ者への公職の確保、住宅ローン等の補助金の優先、子どもの数に応じた投票権(投票できる票数)の拡大、等を提唱している。これらの提言の多くが、その後フランスの家族政策に取り入れられることとなった。岡田實『フランス人口思想の発展』(千倉書房 昭和 59.4) 211 頁 ~ 218 頁参照。

³² 河合務『フランス第三共和政期における人口問題と家族思想 - ポール・ストロースを中心として』(鳥取大学地域学部紀要第 2 巻第 2 号 平 17.11) 232 頁参照。

³³ 『平成 17 年版 少子化社会白書』87 頁参照。

³⁴ 1971 年に児童手当法が成立した。児童手当の支給開始は 1972 年からである。

³⁵ 現在の家族手当(allocations familiales)は数ある家族給付の一つであるが、家族手当を出発点として数ある家族給付が派生していった。

³⁶ 深澤敦『フランスにおける家族手当制度の形成と展開 - 第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として』

³⁷準公的部門とも言える鉄道部門等において³⁸、家族手当の給付が始まっている。1919年には子どもを持つ全国家公務員が家族手当支給の対象となり、1923年には同様に全地方公務員が家族手当支給の対象となった。

民間企業においても、19世紀後半から家族手当支給の動きが見られるようになる。民間における初の家族手当創設は1884年と言われ、また1891年、レオン・アルメル(Léon

フランスの家族手当について

フランスの家族給付は 一般扶養給付、 乳幼児養育給付、 特定目的給付に大別される。

日本の児童手当に相当するのは、一般扶養給付の中の家族手当であるが、我が国の児童手当が 0～3歳未満の児童1人当たり10,000円、 3歳以上小学校修了前までの児童については、第1子、第2子は1人当たり5,000円、第3子以降は1人当たり10,000円、 所得制限ありとなっているのに対し、フランスの家族手当は 第2子からの支給となっているが、 20歳未満の児童を対象としており³⁹、所得制限がない、支給額も日本の児童手当より多く、11歳以上の児童には加算がある等の違いがある。

さらに3歳になるまでは、乳幼児養育給付の「基礎手当」が第1子から支給され、さらに、3人以上の子を持つ一定所得以下の家族に支給される「家族補足手当」、出産後の休業や保育サービスの利用に関し支給される乳幼児養育給付の「就業自由選択補足手当」「保育方法自由選択補足手当」(どちらかを選択)等がある。これらの手当を合わせると、フランスの家族給付の額は、我が国のそれを大きく上回っている⁴⁰。

図表4 フランスの主要な家族給付(2009年)

給付、手当名	支給対象	支給額等	
一般扶養給付 (prestations générales d'entretien)	家族手当 (allocations familiales, AF)	20歳未満の児童 第2子から支給	第2子：123.92ユーロ 第3子以降：158.78ユーロ さらに11歳以上の子に対し34.86ユーロ、16歳以上の子に対し61.96ユーロ加算 所得制限なし
	家族補足手当 (complément familial, CF)	3人以上の子を持つ一定所得以下の家族	第3子以降：161.29ユーロ 所得制限あり(例：子ども3人の単一収入世帯の場合：34,489ユーロ)
	家族支援手当 (allocation de soutien familial, ASF)	両親の一方又は双方を失った子の養育を行う家庭	両親の一方を失った場合： 子ども1人当たり87.14ユーロ 両親の双方を失った場合： 子ども1人当たり116.18ユーロ 所得制限あり
	ひとり親手当 (allocation de parent isolé, API)	母子家庭ないし父子家庭	妊娠中：54.56ユーロ、 出産後：109.11ユーロ 等 所得制限あり

- (上)』(立命館産業社会論集 第43巻第4号 2008年)36頁注8)参照。

³⁷ 宮本悟『フランスにおける家族手当制度の形成過程 - 1932年「家族手当法」の成立とその後 - 』(中央大学経済研究所年報 第26号()1995年)192頁注5参照。

³⁸ 1890年にパリ・オルレアン鉄道において家族手当の支給が始まった。

³⁹ これに加えて、児童の月当たりの収入が最低賃金月額額の55%を超えていないことが支給の要件となる。

⁴⁰ 例えば、0歳、2歳、4歳の子がいた場合、フランスでは家族手当282.7ユーロ、基礎手当355.9ユーロ、合計638.6ユーロ(2009年8月の報告省令レートで約87,000円)が1月当たり支給されるが、我が国では25,000円にとどまる。またこれが14歳、16歳、18歳の子の場合、フランスでは406.62(123.92+158.78+61.96×2)ユーロ(約55,000円)の家族手当が支給されるが、我が国ではこの年齢の児童は児童手当の支給対象とならない。

給付、手当名		支給対象	支給額等
乳幼児養育給付 (prestation d'accueil du jeune enfant:PAJE)	出産又は養子手当 (prime à la naissance ou à l'adoption)	妊娠7か月目以 降もしくは20歳 未満の養子を受 け入れた月以降 に支給	889.72ユーロ 所得制限あり
	基礎手当 (Allocation de Base)	出産後の生後ゼ ロか月から3歳 になる前月	177.95ユーロ 所得制限あり(例:子ども3人の単 一収入世帯の場合:47,251ユーロ)
	就業自由選択補足 手当(complément de libre choix d'activité, CLCA)	子どもが1人 の場合:6か月 間 子どもが2人 以上の場合:3 歳になる前月 まで	育児のために職業活動を全面的ない し部分的に停止した場合支給 当該期間に職業活動に従事してい なければ374.17ユーロ(基礎手当を 受給していない場合は552.11ユー ロ)
	保育方法自由選択 補足手当 (complément de libre choix du mode de garde, CLMG)	認定保育ママを 雇用する等の場 合	所得等により異なる (例:子ども3人で所得が26,010ユー ロ~57,801ユーロの場合、3歳未満の 子ども1人当たり278.48ユーロ、3 歳から6歳の子ども1人当たり139. 27ユーロ)
特定目的給付 (prestations à affectation spéciale)	特別教育手当 (allocation d'éducation de l'enfant handicapé)	障がいを持つ子 どもに対し支給	1人当たり124.54ユーロ。障害の 程度等により加算あり
	看護日額手当 (allocation journalière de présence parental :AJPP)	3歳までの子ど もの看護休暇取 得時の所得保障	41.17ユーロ(親が単身の場合48.92 ユーロ)
	新学期手当 (allocation de rentrée scolaire)	新学期(9月)に 6歳から18歳の 就学児童を対象 に支給	所得制限有り。子ども1人の場合 22,321ユーロ、以後子ども1人ごと に5,151ユーロ引上げ。 6歳から10歳:280.76ユーロ、11 歳から14歳:296.22ユーロ、15歳 から18歳:306.51ユーロ
	家族住宅手当 (allocation de logement familiale)	家族手当を受給 している家族	

(出典) フランス家族手当金庫(CAF)ホームページより作成

(注) 給付、手当名の訳については、清水泰幸『フランスにおける家族政策』(海外社会保障研究 161号 2007.12)、『フランスとドイツの家庭生活調査 - フランスの出生率はなぜ高いのか - 』(内閣府経済社会総合研究所、2005.4)を参考にした。

Harmel)⁴¹が経営していたヴァル・デ・ポア⁴²工場において、経営者の出資による「家族金

⁴¹ レオン・アルメルは、社会的カトリシズム(catholicisme social)の企業家として知られ、家族金庫の創設も当時の教会の動きと軌を一にしている。1891年5月に教皇レオ13世が発布した回勅「レルム・ノヴァルム」(Rerum Novarum)は、社会問題を扱った初の回勅であった。同回勅は労働問題を主題とし、一部の人々への富の集中とプロレタリアのみじめな状態を社会悪とする一方、私的所有権を援護する観点から

庫」(Caisse de Famille)が創設され、家族手当の支給が行われている。

(3) 補償金庫創設の動き

このように、19世紀後半から、フランスでは公的部門や一部民間企業において徐々に家族手当導入の動きが始まっていたが、この動きを大きく加速させたのが、第一次世界大戦期から始まった「補償金庫」(Caisses de Compensation)創設の動きである。

1918年、グルノーブルの金属工業において、エミール・ロマネ(Emile Romanet)の提唱により、家族手当支出の負担を企業間で均等化するための家族手当補償金庫が創設され、ロリアン等においても同様の動きが生じた⁴³。以後、補償金庫創設の動きは急速に広がり、1920年に6金庫、加入企業数230、労働者数50,000人であったものが、1925年には160金庫、加入企業数10,000、労働者数115万人にまで拡大した⁴⁴。この背景としては、第一次大戦の長期化やインフレの進行に伴う、家族を扶養する労働者の困窮があり、経営側が

図表5 フランスの家族手当導入等の経緯

年	出来事
1860	海軍への家族手当導入。扶養する満10歳未満の子どもが対象。
19世紀末	各種公務員、鉄道部門等への家族手当導入が進む。
1884	ヴィジューのクラン商会が家族手当を制度化する。
1891	レオン・アルメルが経営していたヴァル・デ・ボア工場で家族金庫が設立される。
1918	グルノーブルにおいてエミール・ロマネが家族手当補償金庫を創設する。同時期にロリアン、ルーベ＝トゥルコワンにおいても同様の補償金庫が創設される。
1919	家族手当の支給対象が全国家公務員に拡大される。
1922	公共事業の入札業者に家族手当の支給が義務付けられる。
1923	家族手当の支給対象が全地方公務員に拡大される。
1932	「家族手当法」が公布される。全雇主への補償金庫加入の義務付け、家族手当の最低額の設定。農業労働者以外の賃労働者が対象。
1936	デクレ・ロワ(政令法)により ⁴⁵ 、年75日以上雇用される農業労働者が家族手当の支給対象となる。
1938	デクレ・ロワにより、2人以上の子どもを扶養する農業経営者と自作農が家族手当の支給対象となる(6月)。
	デクレ・ロワにより、毎年労働大臣が各県・各職業における家族手当の最低限を決定することとなる(11月)。
1939	「家族法典」が制定される。家族手当の対象に全ての雇主及び自営業者が加わる。

(出典) 上村政彦「フランス家族手当法の生成と発展」(国際社会保障研究 No10 昭48.3)「フランスにおける家族手当制度の形成過程 - 1932年「家族手当法」の成立とその後 - 」、「フランスにおける家族手当制度の形成と展開 - 第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として - (上)」より作成

(注) ヴィジュー及びグルノーブルはフランス南東部イゼール県、ロリアンはブルターニュ半島南部、ルーベ＝トゥルコワンはフランス北東部ベルギー国境沿いのノール県に位置する。

社会主義を批判し、労働条件の保護や、本人や家族の需要を満たす適正な賃金の支払い等を求め、職業組合を推奨した。同回勅は、カトリックの経営者に大きな影響を与え、家族賃金を支給する動きが広まっていった。社会的カトリシズムがフランスの家族政策の当初の思想的基盤であったと言える。

⁴² ヴァル・デ・ボアはフランス北東部のアルデンヌ県南部に位置する。

⁴³ 『フランスにおける家族手当制度の形成過程 - 1932年「家族手当法」の成立とその後 - 』172 - 173頁。

⁴⁴ 『フランスにおける家族手当制度の形成過程 - 1932年「家族手当法」の成立とその後 - 』表1参照。

⁴⁵ デクレ・ロワとは、第三共和制期のフランスにおいて、議会からの委任に基づき、目的と期間を限定して政府が行う委任法であり、第五共和制期のオルドナンスに相当する。

対応を迫られたという点があろう。フランスの家族手当は企業の負担による被傭者の賃金の補完という形で始まったのである。

(4) 家族手当の制度化の動き

このように 1920 年代のフランスでは、全公務員が家族手当の支給対象となり、民間では家族手当補償金庫の設立が広がりつつあった。

さらにこの動きを進め、家族政策、人口政策の観点から家族手当を制度化しようとする動きが生じた。この背景としては、20 世紀初頭のフランスに生じた深刻な出生率低下がある。第一次世界大戦期の 1914 年から 1919 年までフランスの普通出生率は死亡率を下回り、その後出生率の回復傾向が見られたものの、1929 年には再び死亡率が出生率を上回る等深刻な状況が生じていたのである（次節図表 6 参照）。

家族手当支給の制度化を目的とする法案は 1918 年から議会に提出されていたが、幾多の議論を経て 1929 年に政府原案がポアンカレ内閣から提出された。同政府案は 全雇主の補償金庫加入を義務付け、 家族手当の最低額の設定を規定する一方、 家族手当の対象は、工業・商業・自由業の賃労働者とし、 農業労働者は対象外であった。政府案は若干の修正を経た後、1932 年 3 月に「家族手当法」として公布され⁴⁶、家族手当は国の制度となった。

(5) 家族法典の制定

家族手当制度の問題点と改善

家族手当法により家族手当は制度化されたが、 農業者が対象外となっていること、また、 家族手当の最低額は定められているものの、 各補償金庫の支給水準に格差があるという問題があった。一方、フランスの出生率は 1935 年以降、再び死亡率を下回るようになり⁴⁷、 家族政策、人口政策上、 家族手当の充実・改善が求められた。

このため、1936 年から 1938 年にかけて、 家族手当の支給対象に農業労働者を加える等の制度改正が行われた⁴⁸。さらに 1938 年 11 月 12 日のデクレ・ロワ(政令法)により、

毎年各県知事が定める成人男性の平均賃金を基準とし、 5 歳未満の第 1 子は平均賃金の 5%、 第 2 子は 10%、 第 3 子以降は 15%を最低額として設定する、 専業主婦等に対し「主婦割増」を支給する、 等が定められた⁴⁹。

「家族法典」の制定

これら家族手当の拡充の集大成として制定されたのが 1939 年 7 月 29 日のデクレ・ロ

⁴⁶ 『フランスにおける家族手当制度の形成過程 - 1932 年「家族手当法」の成立とその後 - 』179～182 頁参照。

⁴⁷ 1935 年（普通出生率 15.5、死亡率 15.9）1936 年（同：15.3、15.6）1937 年（同：15.0、15.2）1938 年（同 14.8、15.7）と平時にも関わらず死亡率が普通出生率を上回る状態が続いた。

⁴⁸ 1936 年 8 月 5 日のデクレ・ロワ（政令法）により、年 75 日以上雇用される農業労働者を家族手当の支給対象に加え、 38 年 3 月 31 日のデクレ・ロワにより年 75 日未満雇用の農業労働者も対象とし、 38 年 6 月 14 日のデクレ・ロワにより 2 人以上の子を扶養している農業経営者と自作農が家族手当の対象となった。

⁴⁹ 『フランスにおける家族手当制度の形成と展開 - 第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として - (上)』27 頁参照。

ワ「家族法典」(le Code de la famille)である⁵⁰。家族法典では、家族手当の支給対象に全ての雇主及び自営業者が加わり、ここに家族手当は扶養児童を有する全ての就業者を対象とした制度となった。また、第3子に対する給付額を平均賃金の20%に引き上げる、第1子への支給を廃止する一方で、初産手当(prime à la première naissance)を設ける、前記「主婦割増」を引き継ぐ形で「主婦手当」(allocation de la mère au foyer)を設ける等が規定された⁵¹。

3. 20世紀フランスの人口動態と家族政策

次に、20世紀のフランスの人口動態と、「ラロック・プラン」に始まる戦後フランスの家族政策の特徴を見ることとしたい。

(1) 20世紀前半のフランスの人口動態

2. で見たように、フランスでは19世紀末から官民における家族手当の導入が進み、1930年代以降は明確に出生率回復を意識した施策が講じられることとなった。しかし、フランスの低出生率はしばらく続くこととなる。

20世紀以降のフランスの人口の推移をまとめると図表6のようになる。これを見て気付くのは今世紀前半のフランスの人口が4,000万人程度で停滞していることである。二度の世界大戦期には人口の減少が見られ、その他の時期を見ても1930年代の人口はほぼ横ばいである等、この時期のフランスの人口の停滞は明らかである。ちなみに日本の人口は1900年から1945年の間に4,385万人から7,215万人と6割以上増加し⁵²、ドイツの人口は1850年の3,531万人から1900年には5,605万人へと急増した後、1938年に6,856万人に達している⁵³。第二次世界大戦前のフランスの人口はドイツ、英国、イタリアを下回り、ソ連を除くヨーロッパの中で第4位に転落している。20世紀前半のフランスでは、低出生率と人口の停滞・減少という現在先進各国が直面している問題がいち早く顕在化したのである。

(2) 両大戦を経て「ラロック・プラン」へ

これに加え両大戦の影響が挙げられる。特に第一次世界大戦期においてフランスは100万人を超す死者を出した上、出生率の大幅な低下を招いた。図表6のとおり、フランスの合計特殊出生率は1915年から1919年の間2を下回っており、特に1916年は1.23と現在の日本をも下回る「超少子化」状態であった。未曾有の消耗戦になった第一次世界大戦の4年間でフランスの人口は300万人近く減少している。

第一次世界大戦後は一時的に出生率が上昇したものの、その後は再び低下傾向となり、不況期であった1930年代はおおむね、フランスの合計特殊出生率は2程度であった。死亡

⁵⁰ 「家族法典」は、1939年2月に上院に設置された「人口問題高等委員会」の議論を経て制定された。

⁵¹ 主婦手当は、1941年に被傭者としての稼ぎ手が1人である世帯に対する「単一賃金手当」(allocation de salarie unique)となった。柳沢房子『フランスにおける少子化と政策対応』(『レファレンス』2007.11) 87頁参照。

⁵² 総務省統計局『国勢調査報告』による。

⁵³ 『マクミラン新編世界歴史統計 1 ヨーロッパ歴史統計:1750 1993』 79~85頁参照。

図表6 20世紀以降のフランスの人口等の推移

年	人口 (年央)	出生数	死産数	死亡数	普通出生率	死亡率	乳幼児死亡率	TFR
1901	40,710	949,485	32,410	825,315	22.5	20.3	34.1	2.90
1905	41,050	895,712	30,108	812,338	21.1	19.8	33.6	2.71
1910	41,350	856,706	28,566	737,877	20.0	17.8	33.3	2.57
1914	41,630	783,240	25,310	774,931	18.2	18.6	32.3	2.34
1915	40,620	499,243	16,275	747,968	11.9	18.4	32.6	1.52
1916	40,020	399,405	14,728	697,676	9.6	17.4	36.9	1.23
1917	39,420	428,318	15,574	712,744	10.5	18.1	36.4	1.34
1918	38,670	490,159	17,344	867,816	12.2	22.4	35.4	1.56
1919	38,600	526,942	19,982	739,901	13.1	19.2	37.9	1.59
1920	38,900	868,945	30,808	675,676	21.5	17.4	35.5	2.69
1925	40,460	799,046	24,591	712,211	19.1	17.6	30.8	2.39
1929	41,020	755,477	21,337	742,732	17.9	18.1	28.2	2.24
1930	41,340	775,997	21,977	652,953	18.2	15.8	28.3	2.30
1935	41,550	662,456	18,586	661,722	15.5	15.9	28.1	2.07
1939	41,510	634,343	18,744	645,677	14.8	15.6	29.5	2.17
1940	40,690	577,000	15,719	740,281	13.8	18.2	27.2	2.00
1941	39,420	535,500	13,239	675,261	13.2	17.1	24.7	1.85
1942	39,220	588,500	13,239	656,261	14.7	16.7	22.5	2.04
1943	38,860	628,700	12,920	626,780	15.8	16.1	20.6	2.19
1944	38,770	643,900	14,022	666,878	16.2	17.2	21.8	2.25
1945	39,660	660,800	14,901	643,899	16.3	16.2	22.5	2.31
1950	41,829	879,176	16,866	534,480	20.6	12.8	19.2	2.95
1955	43,428	819,992	14,075	526,322	18.6	12.1	17.2	2.68
1960	45,684	833,974	14,155	520,960	17.9	11.4	17.0	2.74
1965	48,758	879,007	13,319	543,696	17.8	11.2	15.2	2.85
1970	50,772	861,850	11,469	542,277	16.7	10.7	13.3	2.48
1975	52,699	753,290	8,225	560,353	14.1	10.6	10.9	1.93
1980	53,880	807,318	6,942	547,107	14.9	10.2	8.6	1.95
1990	56,709	766,895	4,488	526,201	13.4	9.3	5.9	1.78
1991	56,976	763,420	4,364	524,685	13.3	9.2	5.7	1.77
1992	57,240	747,713	4,055	521,530	13.0	9.1	5.4	1.73
1993	57,467	715,401	3,791	532,263	12.4	9.3	5.3	1.66
1994	57,659	714,626	3,633	519,965	12.3	9.0	5.1	1.66
1995	57,844	733,468	3,859	531,618	12.6	9.2	5.3	1.71
1996	58,026	738,027	3,689	535,775	12.7	9.2	5.0	1.73
1997	58,207	730,344	3,576	530,319	12.5	9.1	4.9	1.73
1998	58,398	741,765	3,685	534,005	12.6	9.1	5.0	1.76
1999	58,661	748,233	3,442	537,661	12.7	9.2	4.6	1.79
2000	59,049	778,341	3,559	530,864	13.1	9.0	4.6	1.87
2001	59,454	774,686	3,741	531,073	13.0	8.9	4.8	1.88
2002	59,863	767,889	6,259	535,144	12.7	8.9	8.2	1.86
2003	60,264	768,326	6,862	552,339	12.6	9.2	8.9	1.87
2004	60,643	774,870	7,054	509,429	12.7	8.4	9.1	1.90
2005	60,996	781,319	6,964	527,533	12.7	8.6	8.9	1.92

(資料) フランス国立統計経済研究所(INSEE)Web サイトより作成

(注) 1) 人口、出生数、死亡数は単位千人、普通出生率、死亡率は人口 1,000 対、乳児死亡率は出生 1,000 対である。

2) 現在のフランス領土(本国)内を対象とする。

3) 両大戦期における死亡数は、戦死者を除く。

率が高かった当時において、この出生水準は人口維持に不十分であり、1935年から1944年までの10年間、フランスでは死亡率が普通出生率を上回っていた。第二次世界大戦が終わった1945年のフランスの人口は1901年に比べ百万人以上減少していたのである。

依然として続く人口停滞の状況において、戦後「ラロック・プラン」の下に構築されたフランスの社会保障制度下においても、出産奨励的な家族政策がとられることになる（戦後のフランスの家族政策の推移については図表7参照）。

4. 戦後フランスの家族政策

(1) ラロック・プランと戦後の家族給付制度

戦後フランスの社会保障制度の基礎となったのは、労働省社会保障総務長官であったピエール・ラロック（Pierre Laroque）による社会保障計画（ラロック・プラン）であった。英国のベヴァリッジ報告と並び称されるラロック・プランは、国家主体の社会保障制度ではなく、被保険者を中心とした自立的な社会保障制度の構築を目指すものであり⁵⁴、1945年10月4日のオルドナンス（行政府への委任立法）で同プランの大枠が定められ、以後、社会保険、労災補償、そして家族給付に関する法律が制定されることとなった。

このうち戦後の家族給付制度の出発点となったのは1946年8月22日の法律であり、

図表7 戦後のフランスの家族政策の推移

年	出来事
1945	社会保障制度の組織化に関する1945年10月4日オルドナンス。 所得税にN分N乗方式を導入（適用は1946年から）
1945～1946	企業単位の家族手当補償金庫が廃止され各県に家族手当金庫（CAF）が設立される。
1946	1946年8月22日法。戦後の家族給付の大枠が定まる。
1948	家族給付に住宅手当が導入される。
1949	1949年2月21日法により家族手当金庫の社会保障金庫からの独立が保障される。
1967	67-706 オルドナンスで全国家族手当金庫（CNAF）が設置される。
1974	新学期手当の導入
1976	ひとり親手当（API）の導入
1977	認定保育ママ制度の導入
1978	国籍を問わず居住要件のみで家族手当が支給されるようになる 単一賃金手当等を家族補足手当（CF）に統合
1981	N分N乗方式の拡充（第3子以降の家族係数を0.5から1に引上げ）
1982～	家族問題全国会議の開催（1994年から定期開催を義務づけ）。
1983～	家族給付全国金庫による保育施設拡大の促進（家族手当金庫と各自治体との間での「保育所契約」「子ども契約」締結と費用補助）
1985	育児親手当（APE）、乳幼児手当（APE）の導入
1990	一般社会拠出金（CSG）の導入 認定保育ママ雇用に対する援助の創設
2003	乳幼児養育給付（PAJE）の導入

（出典）加藤智章『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自立と平等』、柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」、神尾真知子「フランスの企業と『少子化対策』」（『日本労働研究雑誌』No.553 2006）内閣府HPより作成

⁵⁴ ラロック・プランは、この「自立性原則」に加え、社会保障制度の適用範囲を被働者のみでなく全国民に広げる「一般化原則」、社会保障制度の管理運営を一元的に行う「単一金庫原則」を三原則としていた。加藤智章『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自立と平等』（北海道大学図書刊行会 平7.5）2頁参照。

産前手当(allocation prénatale)の創設、 家族手当と出産手当(allocation maternité)の支給額の増額、 単一賃金手当⁵⁵の一般化と支給額の増額等を内容としていた⁵⁶。さらに1948年には家族給付に住宅手当が導入された。

またラロック・プランにおいては、社会保障給付の管理運営は社会保障金庫に一元化されることとされていたが、49年2月21日法により家族手当金庫(CAF)の独立が保障された。さらに1967年の社会保障制度改革により、家族手当金庫の全国組織である全国家族手当金庫(CNAF)が設置された(家族手当金庫については図表8、9参照)。

(2) N分N乗方式の導入

フランスの家族政策の大きな特徴の一つが、所得税におけるN分N乗方式である。これは、家族を課税の単位とみなし、家族の所得の合計額を「家族係数」(大人は1、子どもは2人目までは0.5、3人目以降は1)で除し⁵⁷、係数1当たりの課税額を決め(N分)、さらに家族係数を乗じて家族全体の税額を決める(N乗)方式であり、子ども数が多いほど所得税の負担が軽くなるメリットがある⁵⁸。

N分N乗方式は1946年から導入され、以後フランス家族政策の柱の一つとなっている。他の先進国が子育て費用に関し、税額控除方式を採用し、課税単位を個人としたのに対し、フランスの場合、家族を課税単位とする方法を選んだという点が注目される⁵⁹。

(3) 家族給付の多様化

フランスの家族給付は、 出産促進策としての性質が強く⁶⁰、特に第3子に対する給付に重点を置き、また、 単一賃金手当のように、専業主婦等の存在を前提とした手当があるなど、伝統的家族を想定したものであった。 については、人口の維持・増加を図る観点から、第3子の出生を重視したものと考えられる。

このような傾向があったとはいえ、戦後のフランスにおいては、女性の社会進出や家族の在り方の変化を背景に家族給付の多様化が進むこととなる。すなわち、ひとり親手当の導入(1976)、 単一賃金手当の家族補足手当への統合(1978)、 家族手当の支給要件の「就業要件」から「居住要件」(就業の有無を問わない)への変更(1978)等の措置が講じられた。戦後のフランスの家族給付において大きなウェイトを占めてきた単一賃金手当の発展的解消は、主婦に対する援助という従来の政策の転換を示しているし、 は、事実上フランスに居住し、子を扶養する全ての者を家族手当の支給対象とするものであり、使

⁵⁵ 注51参照。

⁵⁶ 『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自立と平等』137頁参照。

⁵⁷ 当初は、第3子以降も家族係数は0.5であったが、1981年に1に引き上げられた。

⁵⁸ 控除方式とN分N乗方式の効果は単純に比較できないが、フランスの場合、中低所得層における累進課税の傾斜が我が国より急であることから、N分N乗方式の効果が大きいと考えられる。

⁵⁹ この背景として、フランスの民法が、一定の財産を夫婦の共通財産と定める「法定共通制」をとっていることが挙げられる。米国の多くの州や、英国、ドイツにおいては、原則として「夫婦別産制」がとられている。

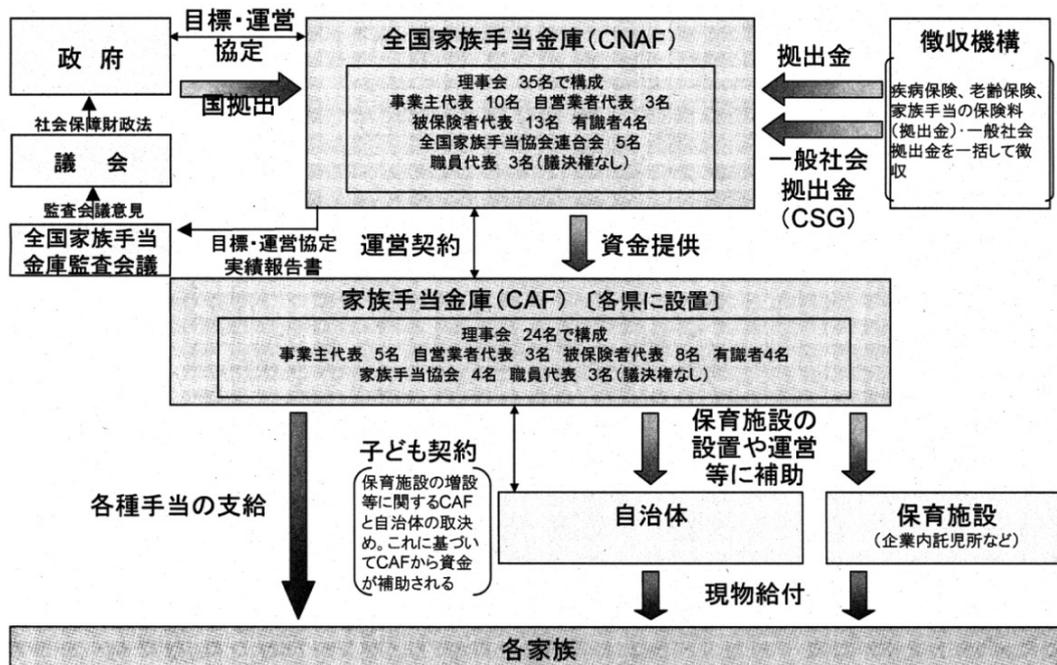
⁶⁰ ゴーチェ(Anne H. Gauthier)は、主要国の家族政策をその目的によって、家族主義的・出生促進的モデル(フランス等)、伝統主義的モデル(ドイツ)、平等主義的モデル(スウェーデン等)、家族主義的・不介入モデル(米国、英国等)に分類している。

用者（企業等）の負担による被傭者への賃金の補完という家族手当の性格を大きく変えるものであった。また、ひとり親手当や新学期手当など所得政策的性格が強い手当が導入さ

フランスの家族手当金庫について

フランスの家族手当金庫による家族政策の流れを示すと図表8のようになり、政府と全国家族手当金庫（CNAF）は、給付・サービス・拠出金等に係る、複数年にわたる目標・運営協定を締結し、CNAFは各県の家族手当金庫（CAF）と運営契約を結び、各CAFは各家族に各種手当の支給を行う、CAFは、各自治体と「子ども契約」を結び子ども契約に基づき保育施設に対し補助を行うというものとなっている。CNAF、CAFとも事業主、被保険者（労働組合代表）、自営業者等の代表から構成される理事会が意思決定機関となっている⁶¹。財源構成は、事業主が賃金の5.4%を拠出する「社会保障拠出金」、個人の所得に課せられる社会保障目的税である一般社会拠出金（CSG）⁶²、国からの拠出金等となっている。2007年予算における全国家族手当金庫の歳入総計は547億ユーロとなっている。

図表8 フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



（出典）内閣府HP

図表9 CNAFの財源構成（2003年）

CNAFの歳入		家族関係社会支出	
社会保障拠出金	277億ユーロ（58.3%）	家族手当	176億ユーロ（36.7%）
CSG	97億ユーロ（20.5%）	出産・育児休業	54億ユーロ（11.2%）
その他	101億ユーロ（21.2%）	保育・就学前教育	188億ユーロ（39.2%）
歳入計	475億ユーロ（100.0%）	その他	61億ユーロ（12.8%）
		家族関係社会支出計	479億ユーロ（100.0%）

（注）家族関係支出のうちには、公務員等が加入する「特別制度」等が含まれるため、CNAFの歳入と一致しない。

（出典）内閣府HPより作成

⁶¹ CAF、CNAFの各階層において経営者代表、労働組合代表等が合議して意思決定を行うフランスの家族政策は、コーポラティズムの性格が強いと言える。

⁶² 税率7.5%のうち1.1%がCNAFに充てられる。

れている。この結果、家族給付は、国民生活の多様化に対応しつつ、児童を扶養する者への普遍的な所得保障という性格を帯びてきたのである⁶³。必要な財源を確保するため⁶⁴、1990年には一般社会拠出金（CSG）が導入され⁶⁵、企業からの拠出金を中心としてきた家族金庫の財源に大きな変化が生じた。

（４）第１子からの支援、両立支援策へ

さらに、乳幼児手当（APJE、1985年）、育児親手当（APE、1985年）、家庭保育手当（AGED、1987年）が導入され、乳幼児に対する支援が強化されていくことになる。これらの手当は、2004年に乳幼児養育給付（PAJE）に統一される。

PAJEは、第１子から給付され、出生後、3歳になるまでの間基礎手当が支給され、就業自由選択補足手当（CLCA）と保育方法自由選択補足手当（CLMG）のどちらかが基礎手当に上乘せされるというものである（図表４参照）。CLCAにも全面休業の場合と部分的休業（パートタイム労働）の場合があり、手厚いCLMGと合わせ、フルタイム勤務、パートタイム勤務、休業と、「仕事と育児の両立」に関し多様な選択が可能となっている。近年のフランスの家族給付は、第１子をも含めた乳幼児への支援と、仕事と育児（家庭）の両立支援に重点を置くようになっていっていると言えよう。

（５）柔軟な育児親休業

これに加え、仕事と育児の両立を可能としているのが、柔軟な育児親休業（congé parental d'éducation）の制度である⁶⁶。育児親休業は1977年に導入されたが⁶⁷、現在の育児親休業制度は、子が3歳になるまで取得することができ⁶⁸、また、親が終日休む育児休業と、労働時間を短縮する短時間勤務のどちらかを選択することができる⁶⁹。また、2005年に、第３子については、休業期間を１年に短縮するかわりに、賃金補助を５割増しにする制度が導入された。手厚い乳幼児養育給付と並んで、柔軟な休業制度はフランスの家族政策の特徴となっている。

（６）認定保育ママ制度、保育所への援助

フランスでは、伝統的に子どもを乳母に預ける習慣があったが、現代のフランスにおいても保育ママ制度は子育て支援に大きな比重を占めている⁷⁰。1977年に認定保育ママ

⁶³ 『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自立と平等』381頁～382頁参照。

⁶⁴ また、事実上国民全体をカバーする制度となった家族給付の財源を企業等の拠出金にのみ求めるのは公平性に欠けるという面もあろう。

⁶⁵ 個人所得を課税対象とする社会保障目的税であり、その一部が全国家族手当金庫に拠出される。

⁶⁶ フランスには出産、育児、家族に関し、出産休業、養子休業、父親休暇、育児親休業、病児看護休暇等多様な休暇制度がある。このうち育児親休業が我が国の育児休業に相当する。

⁶⁷ 我が国の育児休業法の制定は1991年である。

⁶⁸ 我が国の育児休業制度では原則１年である（特定の場合１年６月）。

⁶⁹ 我が国の育児休業制度にも短時間勤務制度はあるが、企業は、所定外労働をさせない等、他の選択をすることができるため、短時間勤務は義務付けられたものとなっていない。

⁷⁰ 2002年における、両親とも働いている3歳未満の子の主たる保育方法は、認定保育ママ33%、親（28%）、保育所（20%）となっており、認定保育ママが一番多い。神尾真知子『フランスの子育て支援 - 家族政策と

(assistante maternel agréée) が制度化され、1990年には認定保育ママを雇用する親への援助が制度化された⁷¹。2005年時点で37万7,000人の認定保育ママが登録されており、うち26万4,000人が稼働している⁷²。

また、フランスには「子ども契約」(contrat enfance)の制度があり、CAFと各自治体が保育所の増設等に関し契約を結ぶとともに、CAFが各自治体に補助を行う制度がある(図表8参照)。保育ママ中心であったフランスの託児であるが、近年は保育所の比重も高まりつつある⁷³。

5. 近年のフランスの出生率回復とその背景

以上見てきたように、フランスでは1932年の家族手当の制度化以来、各種家族給付による出生の下支え・促進に努めてきた。さらに70年代以降は、家族の多様化や女性の社会進出に適応しつつ、幅広くかつ手厚い家族給付のメニューを導入してきた。N分N乗方式の税制、柔軟な育児休業制度、認定保育ママ雇用や保育所への支援等もこれを補完してきた。

このような家族政策を一つの背景として、近年のフランスはTFRがほぼ人口置換水準に近い水準まで回復し、先進国の中では異例とも言える高出生率を示している。本章では近年のフランスの出生率の推移と、同国の出生率回復の背景を見ることとしたい。

(1) 第二次世界大戦後のフランスの人口動態と今後の予測

第二次世界大戦後のフランスの人口動態を見ると、図表6、10、11のようになる⁷⁴。第二次大戦後のフランスはベビーブームを迎え、TFRは3程度まで上昇した⁷⁵。その後出生率は低下するが、1950年代から60年代にかけてフランスのTFRは2.5を超えていた。戦後の一時期に出生率が急速に高まり(団塊世代の出生)その後、短期間で「二人っ子社会」に移行した我が国に較べ⁷⁶、フランスは戦後の出生率の高まりの「山」は高くなかったものの、50年代以降は我が国に較べ高い水準で出生率が推移したと言える。

しかし70年代に入り、出生率の更なる低下が起こり、1975年にフランスのTFRは人口置換水準を下回ることになった⁷⁷。その後も漸減傾向が続き、93年、94年には1.66まで低下した。その後は93年を底として⁷⁸、TFRは徐々に回復し、2008年にはフランス全土のTFRは2.02、本土も2.00と人口置換水準に近い水準まで回復している。総人口で

選択の自由 - 』(海外社会保障研究 No160 2007年) 図12 - 2参照。

⁷¹ aide à la famille pour emploi d'une assistante maternelle agréée (AFEMA)。現在は幼児養育給付(PAJE)のうちの保育方法自由選択補足手当(CLMG)となっている。

⁷² 『平成20年版厚生労働白書』101頁。

⁷³ 1985年に約13万人であった、フランスの施設保育(集団保育所等)の受入児童数は2005年には32万人に達している。「フランスにおける少子化と政策対応」101頁参照。

⁷⁴ 人口統計を取った時点が、年央、年初と異なるので、図表6と図表10を別掲した。

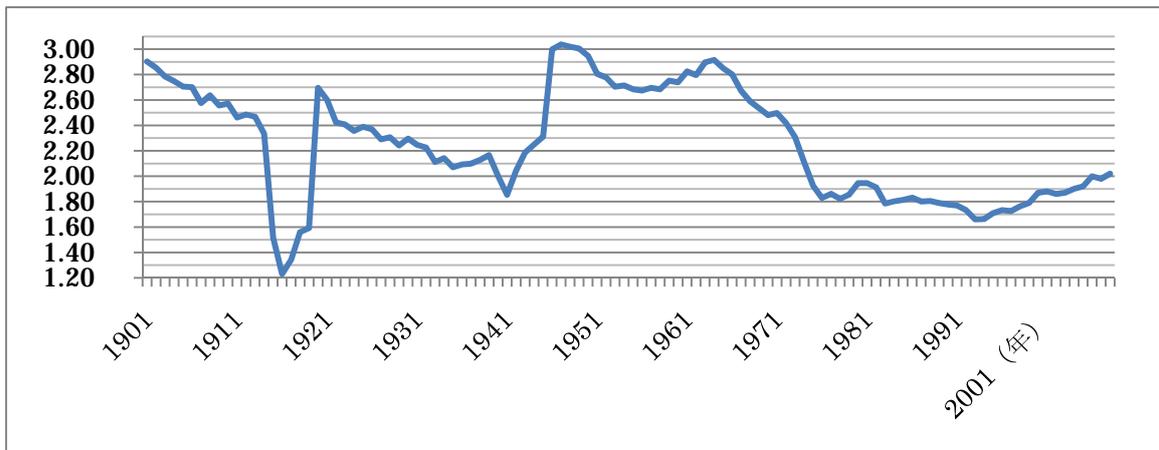
⁷⁵ 1947年(TFR3.04)が、20世紀のフランスで最もTFRが高かった年である。

⁷⁶ 前掲「歴史的に見た日本の人口と家族」97~98頁参照。

⁷⁷ 我が国の戦後のTFRは1947年の4.54から1957年の2.04に急低下し、その後、人口置換水準をわずかに上回る程度で推移してきたが、1974年以降は人口置換水準を下回っている。日仏両国は70年代のほぼ同じ時期にTFRが人口置換水準を下回ったことになる。

⁷⁸ 93年のTFRは1.6605、94年は1.6631であり、93年がわずかながら下回っている。

図表 10 フランスの合計特殊出生率の推移（1901年～2008年）



（資料）フランス国立統計経済研究所（INSEE）Web サイトより作成

（注）2005年まではフランス本土の数値、2006年から08年まではフランス全土の数値。

図表 11 近年のフランスの人口、出生数等

	2006	2007	2008	2009
人口（年初）				
（全土）	63,186	63,578	63,937	64,303
（本土）	61,400	61,711	62,106	62,449
出生数				
（全土）	830.3	818.7	834.0	-
死亡数				
（全土）	526.9	531.2	543.5	-
TFR				
（全土）	2.00	1.98	2.02	-
（本土）	1.98	1.96	2.00	-

（資料）フランス国立統計経済研究所（INSEE）Web サイトより作成

（注）1）人口、出生数、死亡数は単位千人。

2）「全土」は海外領土を含む。「本土」はフランス本国である。

見ると、20世紀前半のフランス本土の人口は1901年の4,071万人から1950年の4,183万人へとほとんど増加しなかったが、2009年初には6,245万人とほぼ5割増加している。

フランス国立統計経済研究所（INSEE）は、2050年のフランス本国の人口を7,000万人と予測している⁷⁹。一方、ドイツ連邦統計庁は、2005年に8,250万人のドイツの人口が2050年には約6,900万人に減少すると予測している⁸⁰。この予測からは、仏独の人口は200年ぶりに逆転することになる⁸¹。

（2）フランスの出生率回復の背景

テンポ要因とカンタム要因

出生率の変化の要因は、「テンポ(tempo)要因」と「カンタム(quantum)要因」に分解される。テンポ要因は、女性が生涯のどの時点で子どもを生むかというタイミングの要因であり、カンタム要因は、女性が生涯に何人子どもを生むかという出生力の要因である。

⁷⁹ 「PROJECTION DE POPULATION 2005-2050 POUR LA FRANCE METROPOLITAINE」（2006.7）

⁸⁰ 「Germany's population by 2050」（2006）

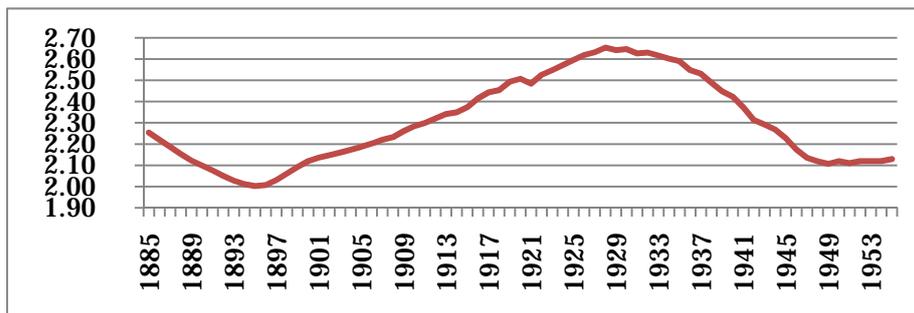
⁸¹ 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（18年12月推計、中位推計）によると、2050年の我が国の人口は9,515万人と推計されている（2005年は12,777万人）。2005年時点でフランスの2.1倍あった日本の人口は、2050年には1.36倍となり、日仏の人口規模は徐々に近づいていくものと考えられる。

TFRで使われることの多い期間合計特殊出生率は⁸²、テンポ要因に左右されることから、「最終的にその世代が何人子どもを生むか」という点についてはコーホート合計特殊出生率が必要であるが、同一年生まれ（コーホート）の女性が50歳に達するまで確定しないため、最近のデータを示すことが難しい。

「フランスとドイツの家庭生活調査」（内閣府経済社会総合研究所編、2005.4）は、日仏独の「テンポ指標（TI）」と「クアンタム指標（QI）」を分析しており⁸³、フランスのQIは低下しつつあるものの依然2以上であり、タイミング効果が収まれば⁸⁴、TFRが人口置換水準近くまで回復する可能性がある、ドイツと日本のQIは近年2を割り込んでおり⁸⁵、タイミング効果が収まってもTFRは1.5程度までしか回復しないと推測される、旨指摘している。またこれとは別に⁸⁶、先進各国の1930年～1965年までの出生コーホート別合計出生率について⁸⁷、米国、フランス、スウェーデン等では2を超える完結出生児数を維持している、これに対しドイツ、日本、イタリア等は2を大きく割り込んでおり、これらの国では晩産化によるタイミング効果だけでなく、クアンタム効果による出生率低下が生じている、旨の指摘がなされている⁸⁸。

図表12はフランスの1885年から1955年の出生コーホート別の、女性1人当たりの生涯出生数を示したものである⁸⁹。ここで注目されるのは、生涯出生数は一度も2を下回

図表12 フランスの出生コーホート別生涯出生数（1885年～1955年出生コーホート）



（資料）フランス国立統計経済研究所(INSEE)Webサイトより作成

っていないことである（最低値は1895年出生の2.00）⁹⁰。また前記の先進各国の出生コ

⁸² 注1参照。

⁸³ ある年に29歳を通過する出生コーホートの完結出生率をQI、期間合計特殊出生率をQIで除したものをTIとしている。「フランスとドイツの家庭生活調査」11頁注2）参照。

⁸⁴ タイミング効果とは、女性が生涯のどの時期に出産するかによって、期間合計特殊出生率が変化する効果のことである。近年の先進諸国の期間TFRの低下の多くは、晩産化によるタイミング効果で説明される。

⁸⁵ 日本のQIが2を割ったのは1984年であるとしている。「フランスとドイツの家庭生活調査」12頁参照。

⁸⁶ 守泉理恵「先進諸国の出生率をめぐる国際的動向」（海外社会保障研究 Autumn 2007 No.160）

⁸⁷ 50歳に達していない1956年以降のコーホートについては推計値。

⁸⁸ 守泉前掲書〔2007〕9頁。

⁸⁹ 出生コーホートごとの、50歳に達するまでの出生数であり、コーホート合計特殊出生率と同概念である。

⁹⁰ またINSEEの資料によると1955年から1961年出生コーホート別の生涯出生数も2.1程度で安定していると推測している。http://www.insee.fr/en/ppp/bases-de-donnees/irweb/sd2005/dd/pdf/sd2005_g4_3.pdf参照。

一ホート別合計出生率の推計では⁹¹、1965年出生コーホートにおいても、フランスのコーホート合計出生率は2を超えている。近年の出生率回復と合わせると、70年代から90年代初頭にかけてのフランスの出生率低下は、タイミング効果によるものであったことが推測される。

家族政策の下支えもあり出産先送りが止まる

これらを合わせると、70年代から90年代初頭にかけてのフランスの期間TFRの低下とその後の回復の背景が浮かびあがってくる。

4. で見てきたように、1970年代以降のフランスの家族政策は、被傭者やその配偶者を主たる対象とした家族給付から、フランスに居住し子を扶養するすべての者を対象とするものへと変化、低所得層⁹²、ひとり親世帯、障がいのある児童等を含めた幅広い層を支援、認定保育ママ制度や、保育所整備に対する家族手当金庫の支援、多様な働き方を可能とする柔軟な育児休業制度など仕事と家庭の両立支援施策を導入・推進、

従来の施策では「第3子」を重視してきたが、PAJE等、第1子から支給される手当を導入、等の変化が認められる。同国の家族政策は、多様な政策的側面を持ちつつ、子を扶養する家族が不利益を被ることのないよう援助を行い、またそのことを通じ出生を下支え・促進するという人口政策的な面を依然有していると考えられる。

重要なのは、70年代以降に講じられたフランスの各種施策が、タイミング効果による出産先送りを押しとどめる効果をもたらした（少なくとも一つの背景となった）ことである。図表13は日仏両国の女性の年齢別出生率を千分比で示したものである。近年のフランスのTFRが最低だった1993年と2005年とを比べると、フランスは20歳台後半の出生率が変わらない（微増）まま、30歳代の出生率が大きく上昇し、40歳台も増加している、それに対し日本は、10歳代後半と30歳代後半以降において若干出生率の上昇が見られるものの、20歳台後半の出生率が大きく低下しており、30歳台前半の出生率も低下している、という傾向が見られる。

図表13 日仏両国の女性の年齢（5歳階級）別出生率（‰）

年齢（歳）		15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
日本	1993年(TFR:1.46)	3.9	41.7	124.3	93.4	23.5	2.4	0.1
	2005年(TFR:1.26)	5.2	36.6	85.3	85.6	36.1	5.0	0.2
フランス	1993年(TFR:1.66)	7.9	60.6	127.3	90.7	36.2	7.6	0.5
	2005年(TFR:1.92)	7.8	55.0	128.1	121.4	56.0	12.9	0.7

（資料）厚生労働省「人口動態統計」及び国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」より作成

この背景には様々な要因が考えられるが、その一つとして、長年にわたり家族政策による出生率の「下支え」があった上に⁹³、70年代以降、仕事と家庭の両立のための施策

⁹¹ 守泉前掲書〔2007〕14頁。

⁹² 家族補足手当（CF）等は、子どもが多い低所得層を支援する垂直的な所得再分配機能を有するものと言える。

⁹³ 第二次大戦後から60年代にかけてのフランスの高出生率は、他の先進国同様戦後のベビーブームによる面が大きい。1920年代から30年代にかけての同国の低出生率を考えるならば、家族政策による出生率の「下

や、家族給付の一層の充実に取り組んできたフランスと、90年の「1.57 ショック」以降ようやく本格的な少子化対策に取り組み始めた⁹⁴日本との差があるのではないだろうか。完結出生児数の水準が高いうちに、女性の社会進出や家族の多様化（事実婚やひとり親世帯の増加）に対応した少子化対策に取り組む、「実力」に近い出生率（TFR 2）を達成しつつあるフランスと、対策が遅れるうちに出生力自体が低下し、タイミング効果に加え、カンタム効果による出生率低下が生じている日本との違いがあるように思われる。

6. 我が国に示唆するもの

最後に、出生率を回復させたフランスの経験が我が国に示唆する点について若干考察することとしたい。

（1）これ以上のコーホート出生率低下に歯止めを

我が国においては1960年代までは人口が過剰であるという認識が強く、70年代以降も議論の中心は高齢化への対応であった⁹⁵。この点、19世紀末には「人口停滞」をめぐる議論が起こり、1930年代から少子化対策に取り組んできたフランスと大きく異なる。

問題は、我が国の出生率の低下が急速であり、少子化の深刻さが認識され、対応が議論される間にコーホート合計特殊出生率が2を割り込んでしまったことである。平成20年人口動態統計月報年計（概数、2009.6 厚生労働省）によると、1959年～1963年生まれ（45～49歳の世代）のコーホート合計特殊出生率は1.81、1964年～1968年生まれ（40～44歳の世代）は1.59、1969年～1973年生まれ（35～39歳の世代）は1.40となっており、世代を追うごとに出生率が低下しつつある⁹⁶。

前記経済社会総合研究所報告書にあるように、タイミング効果が解消されても、我が国のTFRは長期にわたり2を下回り続ける可能性が高い⁹⁷。我が国社会が克服すべき「谷」はフランスより深い。当面はコーホート合計特殊出生率の低下傾向に歯止めをかけ、反転させる必要があり、この点70年代以降のフランスの施策に学ぶところは大きい。

（2）家族関係社会支出の規模と継続性

我が国とフランスとの家族政策の違いとして挙げられることが多いのが、家族関係社会支出の規模である。我が国の家族関係社会支出の規模は、2005年で対GDP比0.81%と先進各国の中で最低水準にあるのに対し、フランスは同3.02%、社会支出に占める家族分野

支え」効果があったとみるのが妥当であろう。

⁹⁴ 我が国の初の本格的少子化対策計画である「エンゼルプラン」が策定されたのは1994年である。

⁹⁵ 1980年の人口問題審議会「出生率動向に関する特別委員会報告書」は、夫婦の生涯出生数に変化はないとして、出生率低下の問題について「一応静観が許される」としている。

⁹⁶ 40歳台での出生率の低さを考えると、現在35歳～39歳の世代のコーホートTFRは1.4台にとどまると考えられる。

⁹⁷ 国立社会保障・人口問題研究所の高位推計（平成18年推計）でもTFRは1.55となっている（生涯未婚率17.9%、夫婦完結出生児数1.91人。中位推計（TFR1.26）だとそれぞれ23.5%、1.70人）

への支出割合は日本の4.23%に対しフランスは10.22%となっている⁹⁸。またフランス並みの家族関係社会支出を行おうとすると7兆円近い追加支出が必要となるとの試算もある⁹⁹。事業主の拠出金や一般社会拠出金により多様な家族給付を長期・継続的に実施し、子を扶養する家族を支え続けたフランスの経験に学ぶ所は大きく、財源を含めた議論が求められる¹⁰⁰。

(3) 母親の高就業率を支えるもの

フランスの母親の就業率は、子どもの年齢が低い段階でも高いことが知られている。末子の年齢が2歳以下の母親の就業率は53.7%、同じく3～5歳の母親の就業率は63.8%となっている(我が国はそれぞれ28.5%、47.5%。いずれも2005年)¹⁰¹。近年では女性就業率が高い国の方が出生率も高いことが指摘されているが¹⁰²、柔軟な育児親休業の取得や、就業自由選択補足手当、保育方法自由選択補足手当、さらには週35時間労働に象徴される短い労働時間がフランスの母親の高就業率を支えている点に注目すべきであろう¹⁰³。

(4) 低所得層、ひとり親等への支援

フランスの家族給付の特徴の一つに低所得層やひとり親、障がいを持つ子等への支援が充実していることが挙げられる。家族補足手当、家族支援手当、ひとり親手当、特別教育手当、新学期手当等がこれに相当する。また、認定保育ママを利用する場合等に支給される保育方法自由選択補足手当も所得が低いほど支給が手厚く¹⁰⁴、低所得層の女性が認定保育ママを利用して就業を継続することを容易にしている。「子どもの貧困」の問題が指摘され、不安定な雇用・所得環境が少子化を促進させかねない状況にある我が国社会にとって、フランスの低所得層や、父子家庭を含むひとり親世帯に対する子育て支援は参考になる。

(5) 婚外子は増加するか

今やフランスにおける婚外出生比率は50%を超えている(2007年、図表14参照)。事

⁹⁸ 内閣官房社会保障改革推進懇談会資料(平21.6.18)による(OECD基準に基づく)。

⁹⁹ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の試算(平19.4)、2003年時点でフランス同様の施策を行ったと仮定した場合、10.6兆円程度を要し、同年の家族関係社会支出(3兆6,849億円)を大幅に上回るとしている。

¹⁰⁰ 我が国の少子化対策の議論においても、必要な施策については議論が尽くされた感があり、財源が一つのポイントとなりつつある。例えば、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」(少子化対策担当大臣の下に設置)は、消費税1%分を少子化対策に充当するよう提言している(平21.6)。

¹⁰¹ OECD編著「国際比較：仕事と家族生活の両立」(明石書店 2009.7)表3.2参照。

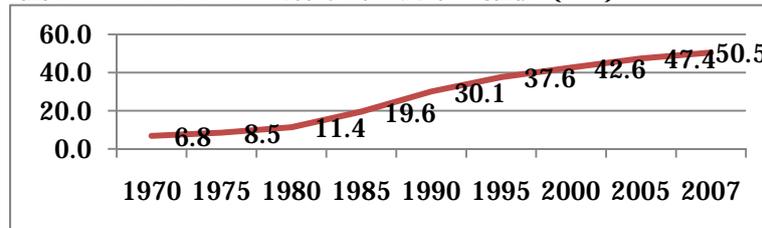
¹⁰² 同上図2.3参照。

¹⁰³ また、フランス女性の全就業者に占めるパートタイム就業者の割合は22.9%と、日本(40.9%)、ドイツ(39.2%)に比べ低い(いずれも2006年。「国際比較：仕事と家族生活の両立」表3.1参照)。フランスの女性就業者が、柔軟な労働時間の設定等により、出産後早期に職場に復帰できる環境があることが、正規雇用率の高さにつながっているものと考えられる。

¹⁰⁴ 三段階のうち最も低い所得層(子ども1人の場合：19,513ユーロ以下、2人の場合：22,467ユーロ以下、3人の場合：26,010ユーロ以下)では、子ども1人当たり3歳までは月441.63ユーロ、6歳までは220.82ユーロが支給される(2009年)。

実婚に対する差別が解消されたことが¹⁰⁵非婚カップルの出産を促し¹⁰⁶、出生率上昇につながったと言える。一方我が国の婚外出生比率は、2.03%（2007年）と先進国では異例の低さであり¹⁰⁷、また同棲している独身者は、男性1.9%、女性2.3%にすぎず¹⁰⁸、「出産 結婚」という傾向は大きくは変化していない¹⁰⁹。ただ、長期的には我が国においても婚外子が増加する傾向にあることから¹¹⁰、婚外子が不利益を被ることのないよう議論を深めていく必要がある。

図表 14 フランスの婚外出生比率の推移（%）



（資料）フランス国立統計経済研究所(INSEE)Web サイトより作成

（6）社会全体で出産・子育てを支える努力を

フランスの家族政策・少子化対策は、企業、被傭者、政府が緊密に連携することにより、継続的に進められてきた。特に企業の拠出金が一貫して大きな役割を果たしてきたことは注目される。社会的背景は異なるが、「社会全体で子どもを支える」「子をもつ家族が不利益を被らないようにする」というフランス社会の取組は、家庭、地域、個別の企業が担ってきた結婚・子育ての機能の低下が指摘される我が国にとって示唆するところが大きいのではないだろうか。

【参考文献】

岡田實『フランス人口思想の発展』（千倉書房 1984.4）

加藤智章『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自立と平等』（北海道大学図書刊行会 1995.5）

¹⁰⁵ フランスの家族給付受給に当たり、非婚カップルに対する差別はない。

¹⁰⁶ 「フランスとドイツの家庭生活調査」によると、パリにおける法律婚カップル、同棲カップル、PACS（連帯市民協約法に基づく契約。配偶関係と同様の社会的権利が認められる）の割合は、それぞれ66.3%、31.0%、2.7%となっている。

¹⁰⁷ 「人口動態統計」による。

¹⁰⁸ 第13回結婚と出産に関する全国調査（独身者調査、2005）において18～34歳の独身者を対象とした数字。

¹⁰⁹ 我が国の家族制度は、家族学的には子のうちの1人（「跡取り」）が結婚後も親と同居（あるいは近居）し他の子は家から出る「直系家族」であり、これに対しフランスの家族制度は、親子関係（同居の有無）が自由主義的、兄弟関係（遺産相続）が平等主義的な「平等主義核家族」である（トッド（Todd）の分類による）。日仏の婚外子比率の差には歴史的、家族制度的背景があると考えられることもできよう。

¹¹⁰ 婚外子の割合は、1978年（0.77%）まで低下傾向にあったが、その後増加傾向にある。